

早稲田大学、NTT株式会社および久米島町との包括連携に関する協定書

早稲田大学（以下「甲」という。）とNTT株式会社（以下「乙」という。）および久米島町（以下「丙」という。）は、島嶼部における地域課題解決およびカーボンニュートラル社会の実現をめざし、教育活動、研究活動などに関し、互いに支援・協力することに合意し、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、教育活動、研究活動、国際的な学問的・文化的交流など、相互協力が可能な各分野において、双方が互恵の精神に基づき、連携および協力することを目的とする。

（連携事項）

第2条 本協定に基づき甲、乙および丙が連携する事項の内容は、次のとおりとする。

- 一 共同研究等研究開発
- 二 研究・教育とそれにかかる人材交流と育成
- 三 イベント開催に関する相互協力
- 四 その他、甲、乙および丙が本協定の目的達成に資すると判断したこと

2 前項に掲げる連携事項実施に係る詳細については、甲、乙および丙の間で、別途協議の上、定めることとする。

（知的財産の取扱い）

第3条 甲、乙および丙両機関による協力の結果、生じた知的財産権の帰属は、双方協議の上、決定するものとする。

（個人情報の取扱い）

第4条 甲、乙および丙は、本協定に基づき知り得た個人情報を第三者に開示、漏洩してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、この限りではない。

- 一 本人の書面による事前の同意があるとき。
- 二 法令が許容または義務付けるとき。
- 三 個人の生命、身体または財産の安全を守るために緊急的必要があるとき。

2 本協定が終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

（機密情報の保持）

第5条 甲、乙および丙は、文書、口頭、電磁的記録媒体等のいずれの方法によるかを問わず、相手方から開示された図面・データ・仕様書等の資料、ノウハウ・アイデア等の営業上、技術上の情報またはサンプル等の物品のうち、秘密であることが明示されたものについて、厳に秘密を保持するものとし、本協定の目的以外にこれを用いてはならず、また、事前に相手方の承諾を得ずにこれを第三者に開示又は漏洩してはならない。

2 前第1項の規定は、次の各号の一に該当する情報には適用しない。

- 一 相手方から知得する以前に既に所有していたもの。
- 二 相手方から知得する以前に公知のもの。
- 三 相手方から知得した後、自己の責に帰し得ない事由により公知となったもの。
- 四 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず適法に知得したもの。
- 五 法令等により開示を求められたもの。

3 前第1項、第2項の規定は本協定終了後についても秘密保持義務を負うものとする。

（経費）

第6条 連携事項に要する経費については、甲、乙および丙の協議によりその負担を決定する。

（損害賠償）

第7条 甲、乙および丙は、本協定の履行に際し、自らの責に帰すべき事由によって相手方に損失・損害を与えた場合、相手方に対しこれを直接損害（間接損害、結果損害を含まない）にかぎり賠償の

責任を負う。

(協定書に定めのない事項)

第8条 本協定書に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、双方協議の上、これを決定する。

(通知)

第9条 本協定にかかる通知（本協定にかかる変更、報告、解除、申出、承諾等を含むがそれらに限られない）は、書面により行う。

2 通知は、実際に受領した時点で効力を発生する。

(反社会的勢力の排除による解除)

第10条 甲、乙および丙は、相手方が次に掲げる事項に違反していると判断した場合は、相手方に対して何ら通知、催告を要せず、事故の債務の履行提供をせずに直ちに、本協定の全部又は一部を解除することができる。この場合において損害が生じたときは、相手方が損害を賠償するものとする。

2 甲、乙および丙は、現在又は将来にわたって、次の一号から六号までに掲げる反社会的勢力のいずれかに該当しないこと。

- 一 暴力団
- 二 暴力団員
- 三 暴力団準構成員
- 四 暴力団関係企業
- 五 総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ等
- 六 その他一号から五号までに準ずるもの

3 甲、乙および丙は、現在又は将来にわたって、前号に掲げる反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にあるもの（以下「反社会的勢力等」という）と次の一号から四号までのいずれかに該当する関係を有しないこと。

- 一 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
- 二 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
- 三 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
- 四 その他反社会的勢力等との社会的に非難される関係

4 甲、乙および丙は、自ら又は第三者を利用して次の一号から五号までのいずれかの行為も行ってはならない。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に対して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を既存し、業務を妨害する行為
- 五 その他一号から四号までに準ずる行為

(信義誠実の原則)

第11条 本協定は、甲、乙および丙が対等な立場における合意に基づいて締結するものであり、甲、乙および丙は、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(協定の期間)

第12条 本協定書の有効期間は3者の署名により発効し、2027年3月31日までとする。

2 協定期間終了の3ヶ月前までに、甲、乙および丙から、本協定の解除の申し出がない場合は、その後も1年間単位で更新されるものとする。

(協定の譲渡)

第13条 本協定上の地位を第三者に譲渡することはできないものとする。

(裁判管轄)

第14条 甲、乙および丙は、本協定および個別契約に関して、訴訟の提起、調停の申し立て等の必要が生じた場合は、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を、訴額の如何にかかわらず、専属的な第一審合意管轄裁判所とすることに合意する。

上記協定の成立を証するため、本協定書を3通作成し、甲、乙および丙が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

2026年4月6日

甲) 東京都新宿区戸塚町一丁目104番地

早稲田大学

カーボンニュー>トナリ社会研究教育センター

所長 林 泰弘



乙) 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

NTT株式会社 研究開発担当役員

情報ネットワーク総合研究所

所長 辻 ゆかり



丙) 沖縄県島尻郡久米島町字比嘉2870番地

久米島町

町長 桃原 秀雄

